

ポートアイランドにおける燻蒸施設の設置及び使用に係る指導要綱

〔昭和 52 年 4 月 15 日〕  
環境局長 決 裁

(目 的)

第 1 条 この要綱は、「住み」「働き」「憩う」というポートアイランドの土地利用基本方針に基づき、ポートアイランドにおける燻蒸施設の設置及び使用について必要な事項を定めることにより、生活環境を保全することを目的とする。

(濃度基準)

第 2 条 燻蒸施設から排出される有害物質（シアン化合物、臭化メチル及び燐化水素をいう。以下同じ。）の着地濃度基準は、次表のとおりとする。

有害物質の種類	着 地 濃 度 基 準
シアン化合物	1 立方メートル当たり 0.07 ミリグラム以下（シアンとして）
臭化メチル	1 立方メートル当たり 0.3 ミリリットル以下
燐 化 水 素	1 立方メートル当たり 0.003 ミリリットル以下

2 シアン化合物による燻蒸施設から排出されるシアン化合物の排出口濃度基準は、シアンとして 1 立方メートル当たり 20 ミリグラム以下とする。

(施設基準)

第 3 条 シアン化合物による燻蒸施設は、シアン化合物の適正な処理施設で市長が認めるものを設置することとする。

(燻蒸の禁止)

第 4 条 別図に示す燻蒸禁止区域においては、燻蒸施設の設置及び燻蒸作業を禁止する。ただし、有害物質の適正な処理施設を設置していると市長が認めるものについては、この限りでない。

(排出時の注意)

第 5 条 燻蒸後の廃ガスを排出する場合は、風向等気象条件に注意し、別図に示す環境保全区域の生活環境に影響を及ぼすと思われるときは、排出を中止する等の措置を講じるものとする。

(測定記録)

第 6 条 燻蒸後の廃ガスを排出するときは、常時排出口において有害物質の濃度を測定し、その結果を記録するものとする。

2 前項の記録は、1 年間保存するものとし、市長の請求により提出するものとする。

(承認願い)

第 7 条 燻蒸施設を設置しようとする者は、様式第 1 による燻蒸施設設置承認願いを市長に提出し、市長の承認を受けるものとする。

(承認)

第8条 市長は、前条の願出がこの要綱の規定に適合していると認める場合は、その設置を承認し、様式第2による燻蒸施設設置承認通知書を設置しようとする者に交付するものとする。

(遵守義務)

第9条 燻蒸施設を設置するものは、この要綱に定める事項を遵守するとともに、市長の指導に従うものとする。

(処理技術の開発)

第10条 燻蒸施設を設置する者は、臭化メチル及び燐化水素の処理技術の研究開発及びその導入に努めるものとする。

(適用除外)

第11条 この要綱の施行の際、現に設置している燻蒸施設及び現に設置を計画している燻蒸施設については、第4条の規定を適用しないものとする。

(特別規定)

第12条 この要綱の施行の際、別図に示す燻蒸禁止区域において現に設置を計画している燻蒸施設については、前各条の規定に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 別図に示す環境保全区域の敷地境界鉛直線上において、第2条第1項の表に掲げる着地濃度基準に適合していること。
- (2) 30メートル以上の高さの排出口を設置すること。
- (3) 風速が毎秒1メートル以下の場合は、燻蒸後の廃ガスの排出を中止する等の措置を講じること。
- (4) 風向風速計を設置すること。
- (5) 燻蒸作業を実施するにあたっては、その都度、事前に環境局公害対策部<sup>\*</sup>に連絡し、その指示に従うこと。
- (6) 燻蒸作業を終了したときは、その都度、第6条第1項の記録を環境局公害対策部<sup>\*</sup>に提出すること。

(施行の細目)

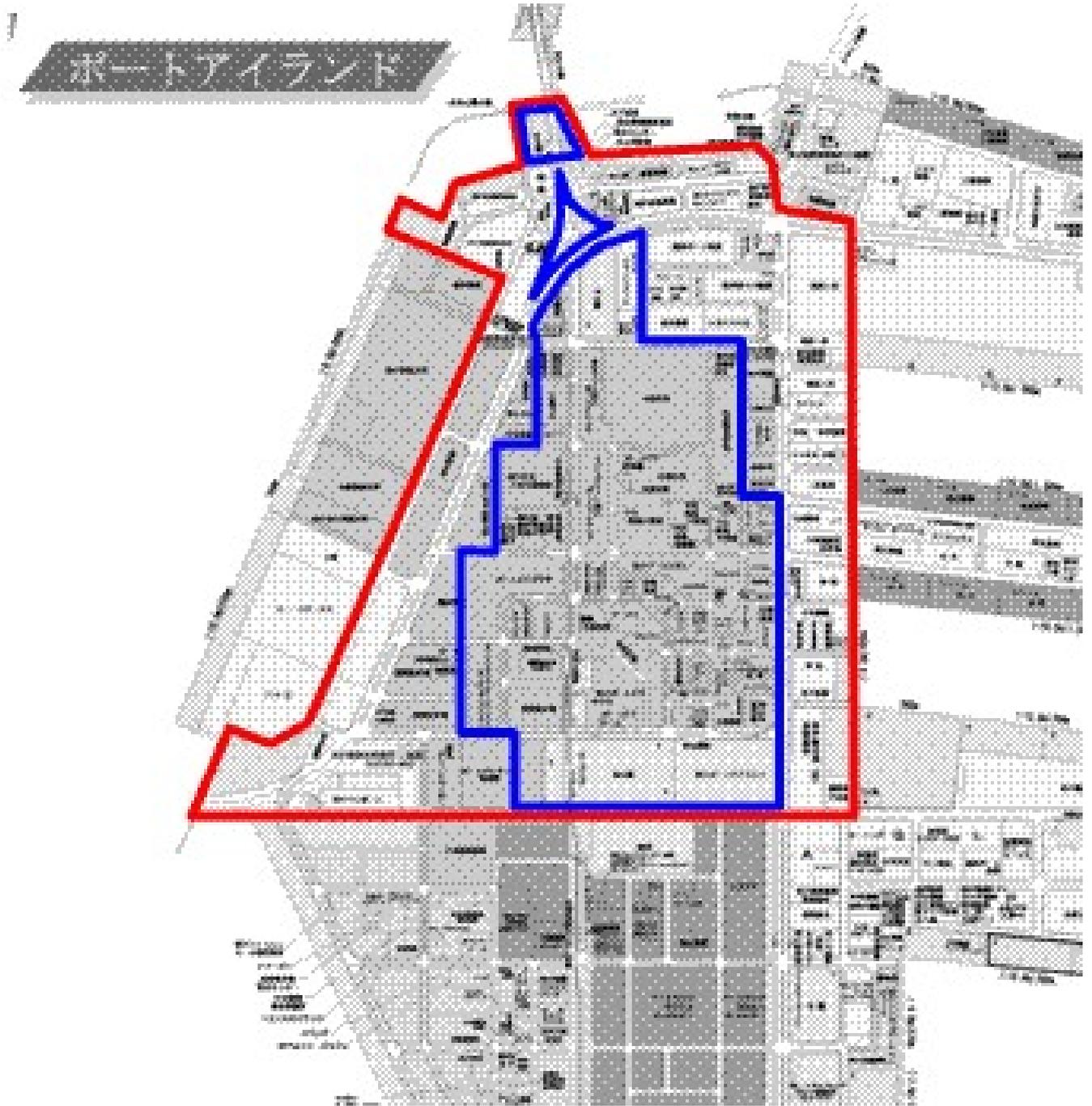
第13条 この要綱の施行に関し必要な事項は、環境局長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和52年4月15日から施行する。

\* 組織改正に伴い「公害対策部」は「環境保全課」に読み替える。

別図（第4条、第5条、第12条関係）



 燻蒸禁止区域

 環境保全区域

様式第 1 (第 7 条関係)

燻蒸施設設置承認願い

年 月 日

神戸市長 宛

申請者 住所 (法人にあっては, その所在地)

-----  
氏名 (法人にあっては, その名称及び代表者の氏名)  
-----

燻蒸施設を設置したいので, ポートアイランドにおける燻蒸施設の設置及び使用に係る指導要綱第 7 条の規定により, 次のとおり申請します。

事業場の名称		
事業場の所在地		
施設概要	燻蒸倉庫の数及び容積	
	排出口の高さ, 口径及び排ガス量	
	倉庫内燻蒸濃度	
燻蒸対象物及び薬剤		
燻蒸工程及び頻度		
工事着手及び使用開始年月日		

注) 付近見取図, 施設配置図, 施設構造図, 排出口の構造図及び計算書を添付すること。

様式第 2 (第 8 条関係)

神環公第 号  
平成 年 月 日

申請者

様

神戸市長 印

### 燻蒸施設設置承認通知書

平成 年 月 日付で申請のあった燻蒸施設の設置を下記のとおり承認したので、ポートアイランドにおける燻蒸施設の設置及び使用に係る指導要綱第 8 条の規定に基づき通知します。

記

承認年月日		年	月	日
遵守事項	燻蒸対象物及び薬剤			
	排出口の高さ、口径及び排ガス量	ppm mg/m <sup>3</sup>	以下かつ	m <sup>3</sup> N/30分 g/30分 以下
	排出口濃度等			
	その他			
備考				

ポートアイランドにおける燻蒸施設の設置及び使用に係る指導要綱施行細則

〔昭和 52 年 4 月 27 日〕  
環境局公害対策部長 決裁

(趣 旨)

第 1 条 この施行細則は、ポートアイランドにおける燻蒸施設の設置及び使用に係る指導要綱(昭和 52 年 4 月 15 日環境局長決裁，以下「要綱」という。)第 13 条の規定に基づき，要綱の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

(濃度基準)

第 2 条 要綱第 2 条に規定する濃度基準は，10 分間の平均値とする。

2 燻蒸後の廃ガスを排出するときは，排出口において次条に規定する拡散式により求められる排出量を，30 分間平均して上回ってはならないものとする。

(拡散式)

第 3 条 排出量より着地濃度を算出する拡散式は次のとおりとする。

$$C_{\max} = \frac{2Q}{\pi e U H e^2} \cdot \frac{C_z}{C_y} \times 10^6$$

この式において  $C_{\max}$ ， $Q$ ， $U$ ， $H e$ ， $C_y$  及び  $C_z$  はそれぞれ次の値を表す(以下この細則において同じ)ものとする。

$C_{\max}$  : 最大地上到達濃度 (単位:  $\mu\text{g}/\text{m}^3$  又は ppm)

$Q$  : 有害物質の排出量 (単位:  $\text{g}/\text{sec}$  又は  $\text{m}^3/\text{sec}$ )

$U$  : 平均風速 (単位:  $\text{m}/\text{sec}$ )

$H e$  : 有効煙突高さであって，この要綱においては  $H e = H o$  (実煙突高さ)とする。  
(単位:  $\text{m}$ )

$C_y$  : 水平方向拡散係数

$C_z$  : 垂直方向拡散係数

2 前項の  $U$ ， $C_y$  及び  $C_z$  は，それぞれ次の数値を用いるものとする。

$U$  :  $3\text{m}/\text{sec}$

$C_y$  :  $0.19$

$C_z$  :  $0.12$

(測定方法)

第 4 条 シアン化合物，臭化メチル及び燐化水素の測定方法は，次のとおりとする。

ただし，要綱第 6 条第 1 項の規定に基づく排出口における測定方法は，検知管法を用いることができることとする。

(1) シアン化合物 : JIS K0109 に掲げる硝酸銀滴定法又はピリジニーピラゾロン法

(2) 臭化メチル : 吸光光度分析法

(3) 燐化水素 : 吸光光度分析法

2 排ガス量は，送風機の風量を用いることとする。

(適切な処理施設)

第5条 要綱第3条及び第4条に規定するシアン化合物に係る適切な処理施設とは、アルカリ吸収法、活性炭吸着法又はそれと同等以上の処理方法により、希釈することなく排ガス中のシアン化合物濃度を  $20\text{mg}/\text{m}^3$  以下にできるものをいう。

2 要綱第4条に規定する臭化メチル又は燐化水素の適切な処理施設とは、希釈することなく処理前濃度の10分の1以下に除去できるものをいう。

(排出時の注意)

第6条 要綱第5条に規定する環境保全区域の生活環境に影響を及ぼすと思われる風向等気象条件とは次の各号に掲げる場合をいう。

- (1) 風が環境保全区域の方向に吹いている場合
- (2) 逆転層が発生した場合
- (3) (1)、(2)以外で市長が特に要請した場合

2 要綱第5条に規定する排出を中止する等の措置とは、次の各号に掲げる措置をいう。

- (1) 燻蒸後の廃ガスの排出を中止すること。
- (2) 次の拡散式により算出した最大地上到達濃度  $C_{\text{max}}$  が、要綱第2条第1項に規定する着地濃度基準に適合するよう排出量を低減すること。

$$C_{\text{max}} = \frac{2Q}{\pi e U H e^2} \cdot \frac{C_z}{C_y} \times 10^6 \times 2$$

2 前項の  $U$ 、 $C_y$  及び  $C_z$  は、それぞれ次の数値を用いるものとする。

$U$  :  $3\text{m}/\text{sec}$

$C_y$  :  $0.117$

$C_z$  :  $0.074$

(常時測定)

第7条 要綱第6条第1項に規定する常時測定とは、10分間に1回以上、測定することをいう。ただし、希釈することなく要綱第2条に規定する濃度基準に適合するときは、30分間に1回以上の測定でよいものとする。

(現に設置している施設等)

第8条 要綱第11条に規定する、現に設置している燻蒸施設とは、次に掲げるものとする。

三井倉庫(株)が設置している燻蒸施設

所在地：生田区港島7丁目

2 要綱第11条に規定する現に設置を計画している燻蒸施設とは次の各号に掲げるものをいう。

(1) 杉村倉庫(株)が設置を計画している燻蒸施設

所在地：生田区港島6丁目

(2) 日塩(株)が設置を計画している燻蒸施設

所在地：生田区港島6丁目

(3) 辰巳倉庫(株)が設置を計画している燻蒸施設

所在地：生田区港島6丁目

(4) 日本専売公社が設置を計画している燻蒸施設

所在地：生田区港島 6 丁目

(禁止区域における濃度基準)

第 9 条 要綱第 12 条第 1 号に規定する，環境保全区域の敷地境界鉛直線上の地点において要綱第 2 条第 1 項の表に掲げる着地濃度基準に適合していることとは，風が環境保全区域の方向に吹いている場合において次の拡散式により算出した  $C(x, H_e)$  が着地濃度基準に適合していることをいう。

$$C(x, H_e) = \frac{Q}{\pi C_y C_z U x^{2-n}} \left\{ 1 + \exp \left[ \frac{-4H_e}{C_z 2 x^{2-n}} \right] \right\} \times 10^6$$

この式において  $C(x, H_e)$ 、 $x$  及び  $n$  はそれぞれ次の値を表すものとする。

$C(x, H_e)$  : 排出口より  $x$  (m) の地点で高さ  $H_e$  (m) の濃度 (単位:  $\mu\text{g}/\text{m}^3$  又は ppm)

$x$  : 排出口から環境保全区域までの最短距離 (単位: m)

$n$  : 大気の安定度に関するパラメータ

2 前項の  $U$ 、 $C_y$ 、 $C_z$  及び  $n$  は、それぞれ次の数値を用いるものとする。

$U$  : 3m/sec

$C_y$  : 0.117

$C_z$  : 0.074

$n$  : 0.5

(1m/sec 以下の風速時の措置)

第 10 条 要綱第 12 条第 3 号に規定する，排出を中止する等の措置を講じることとは，次の各号に掲げる措置をいう。

(1) 燻蒸後の廃ガスの排出を中止すること。

(2) 排出量を，前条の着地濃度基準に適合する量まで低減すること。

(風向風速計)

第 11 条 要綱第 12 条第 4 号に規定する風向風速計は，自動自記式のものとする。

2 風向風速計は，屋上の適切な位置に設置することとする。

3 燻蒸後の廃ガスを排出するときは，風向風速を記録し，一年間保存することとする。

附 則

この施行細則は，昭和 52 年 4 月 30 日より施行する。